

うけ給りに參り候いかゞと申ければ、その事なり、攝政はさればいか成べきぞと仰有て、無左右如本とこそはあるべけれど仰られけるを、たゞくとさうなく稱唯して、やがて束帶さはらざならして立ければ、そのうへをばともかくも仰られず、やがて殿下參りて、例にまかせてとく行はれ候べきよし御氣色候と申て、ひしきと行はれにけり、如元とこそはあるべけれども、公實が申やうはなき仰られんと思召けるを、あまりにこはいかにあるべくもなき事かなど、かさりていかでかさる事候べきと思ひけるにや、九條の右丞相○轉師の子なれ共、公季思ひもよらで、その子孫實成公成實季と五代までたえはて、ひどへの凡夫にてふるまひて、代々をへて、攝政にはさやうの人といるべきほどのつかさかはさる事は又むかしも今もあるべきことならずと、親疎遠近、老少中年、貴賤上下、思ひたることを、いさゝかも思召煩ふは、あさましきことかなど思けるなるべし、さりとて又公實の和漢の才に富て、北野天神の御跡をもつぎ、又知足院殿○忠實に人がらやまと魂のまさりて、識者も實資なきやうに思はれたらばやはあらんする、たゞ外舅になりたるばかりにて、まさしき攝錄の子孫にだにへぬ人こそおほかれ、いかに公實もさほどには思ひよりけるにか、又君も思召煩らふべき程の事かはとて、この物語はみそか事にて、うちまかせてよの人のしりてさたする事にては侍らぬなめり、されせめて一節を思て、家をおこさんと思はんも、我身になりぬれば誠に又大臣大納言の上薦なきにて、外祖外舅なる人の攝錄の子孫なるが、執政の臣に用ゐられぬことは一度もなければ、さほぞにも思よりけるにや、あまねき口外にはあらねども、かくこそ申づたへたれ、

〔愚管抄六〕九條の右大臣○藤原兼實は、文治二年三月十二日につひに攝政の詔、氏の長者と仰下されにけり、去年十二月廿九日より、内覽臣許にて、我人も何ともなく思てありけるに、かく定りにければ、世の中の人も、げにぐしき攝錄の臣こそ出きたれと思へりけり、さて右大臣いはれけ